

別表六（十四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の6第2項若しくは第3項《中小企業者等が機械等を取
得した場合の法人税額の特別控除》又は令和3年改
正前の措置法第42条の6第2項若しくは第3項《中
小企業者等が機械等を取
得した場合の法人税額の
特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」
は、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の
適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額
を積立金として積み立てる方法により経理したと
きは、その経理した金額を記載します。
- 3 「差引改定取得価額9」は、措置法第42条の6第
1項第1号から第3号までに掲げる減価償却資産
にあつては「((7)-(8))」を適用して計算した金額を、
同項第4号に掲げる減価償却資産にあつては「(((7)
-(8)) $\times\frac{75}{100}$)」を適用して計算した金額を記載しま
す。
- 4 「翌期繰越額25」の各欄の外書には、措置法第42
条の13第1項から第5項まで《法人税の額から控除
される特別控除額の特例》（別表六（六）「㉑」か
ら「㉒」までの各欄に金額の記載がある場合にあつ
ては、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律
の臨時特例に関する法律第17条の4第1項《法人税
の額から控除される特別控除額の特例》の規定によ
り読み替えて適用される措置法第42条の13第1項
から第5項まで）の規定の適用を受ける場合に、別
表六（六）「7」又は別表六（六）付表「2」の各
欄の金額を記載します。この場合において、「計」
及び「合計」は、その金額を含めて計算します。